

化学物質の適正管理に向けた 最近の動向

JEITA電子部品部 部品環境専門委員会 主査

JEMAIアーティクルマネージメント協議会運営委員会

副委員長 片岡 功((株)村田製作所)

1. 化学物質管理にかかわる国際機関の動き

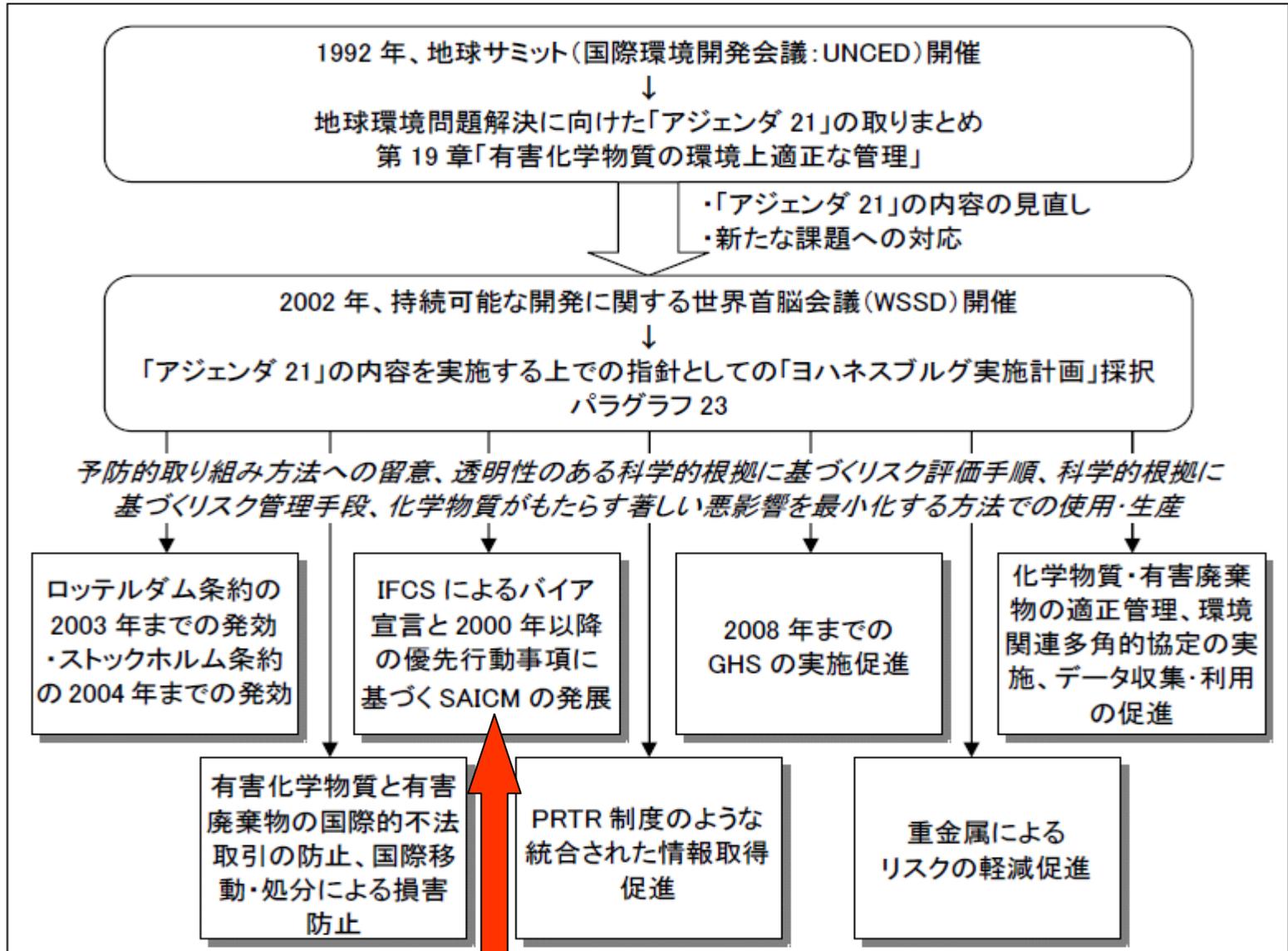
化学物質管理政策の方向性

WSSD (World Summit on Sustainable Development: 持続可能な開発に関する世界首脳会議) 実施計画における化学物質管理の方向

●「アジェンダ21」を採択した**1992年の地球サミット**

●開催10年後に当たる**2002年にヨハネスブルグ**で開催された**WSSD**において、「ライフサイクルを考慮に入れた化学物質と有害廃棄物の健全な管理のためのアジェンダ21の約束を新たにするとともに、予防的取り組み方法に留意しつつ透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順とリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」という「**ヨハネスブルグ実施計画**」が採択された。(図表2-1) この中には、以下の7つの具体的な行動が含まれている。

図表 2-1 : WSSD の位置付け経緯



2. SAICMとは？

* 2002年 UNEP 管理理事会

国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ(SAICM)が必要と決議

* 2002年 ヨハネスブルグサミット

2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響の最小化するため、SAICMを2005年末までに取りまとめることを決議。

* 2006年2月 国際化学物質管理会議(ICCM)...ドバイで開催

SAICMの発表

- | | |
|-----------|---------------------|
| ① ハイレベル宣言 | 30項目からなる政治宣言文 |
| ② 包括的方針戦略 | 29項目からなるSAICMの構成を記述 |
| ③ 世界行動計画 | 273の行動計画ガイダンス文 |

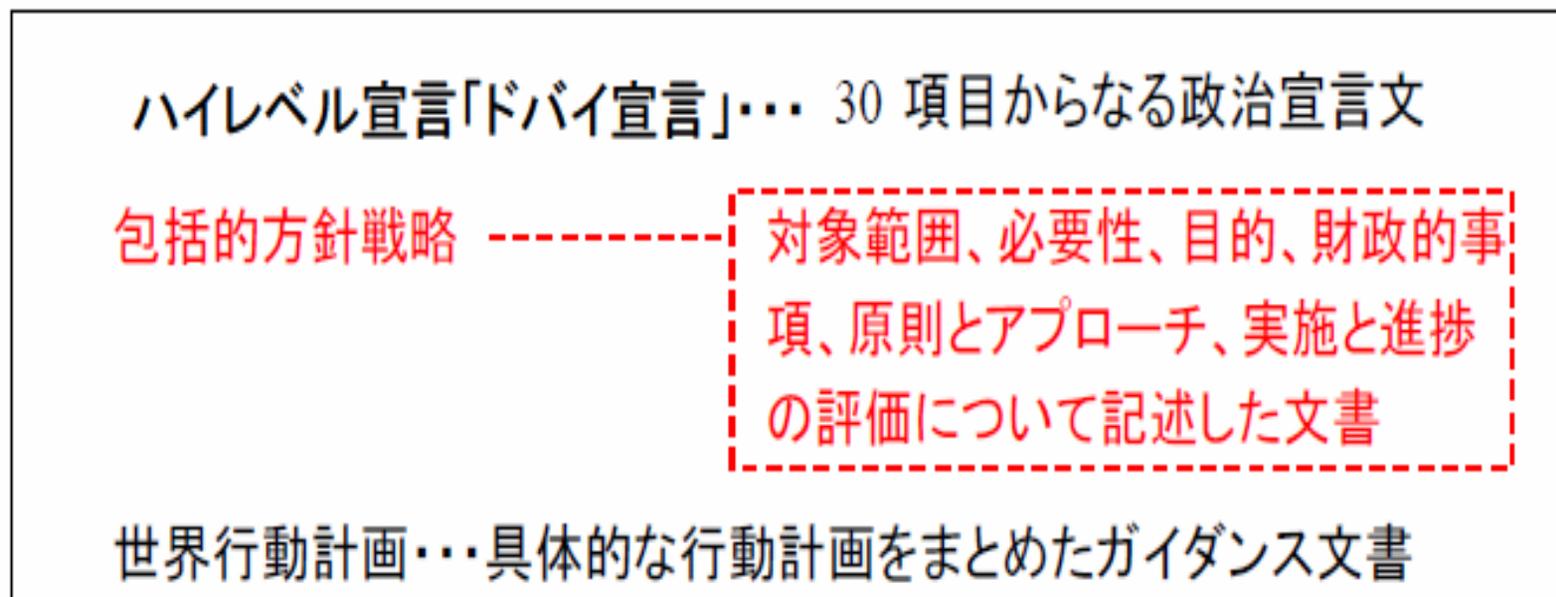
* 今後

2009,2012,2015,2020年にSAICMフォロアップの国際化学物質管理会議開催予定

* 日本の動き

SAICMの考え方を環境基本計画等の政策文書に位置付け、関係省庁による連絡会議において、SAICMに沿った取り組みのフォローアップを行う。

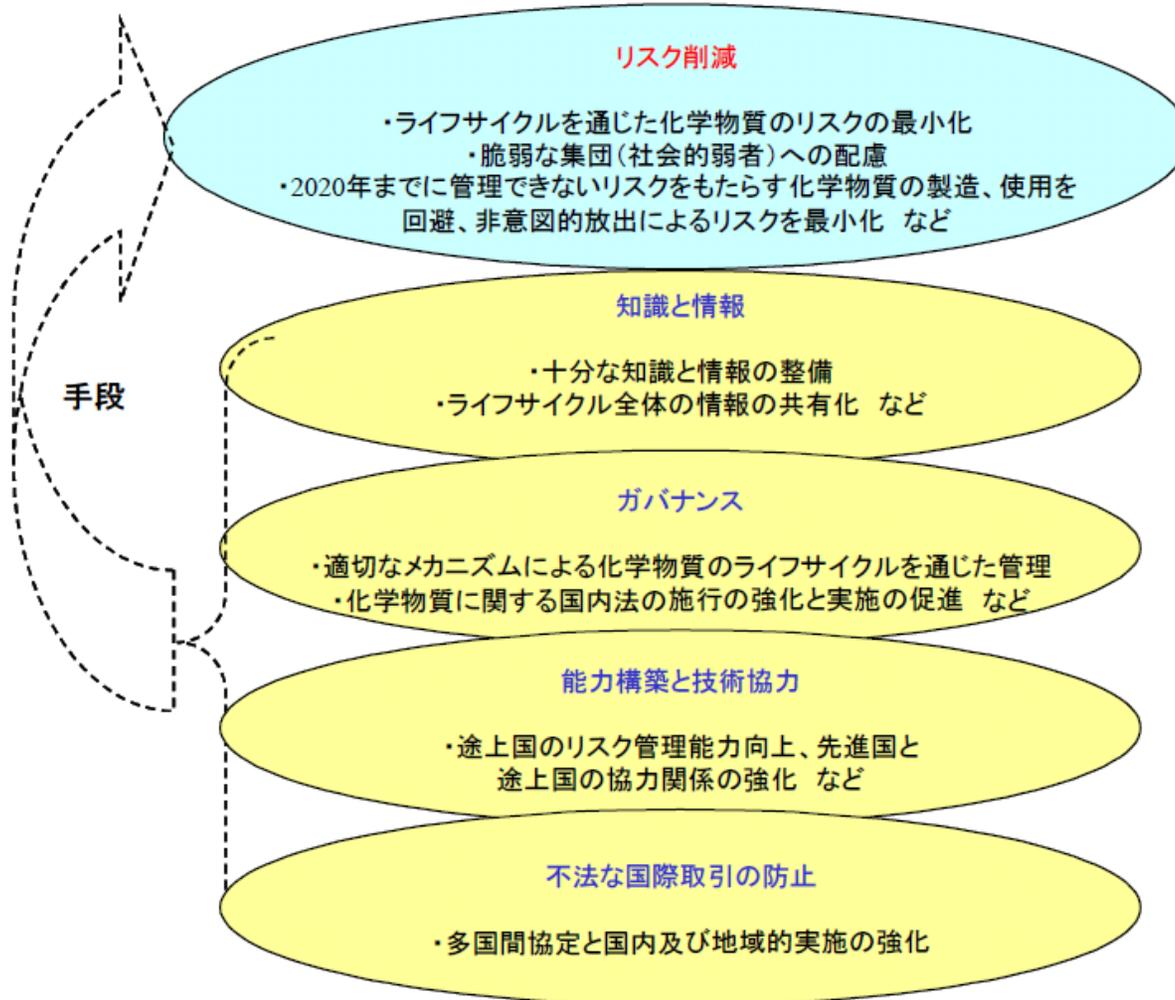
図表 2-7 : SAICM の主な関連文書



出所：国連環境計画資料より作成。

図表 2-8 : 包括的方針戦略における目的

五つの目的 リスク削減、知識と情報、ガバナンス、能力構築と技術協力、不法な国際取引の防止



出所：国連環境計画資料より作成。

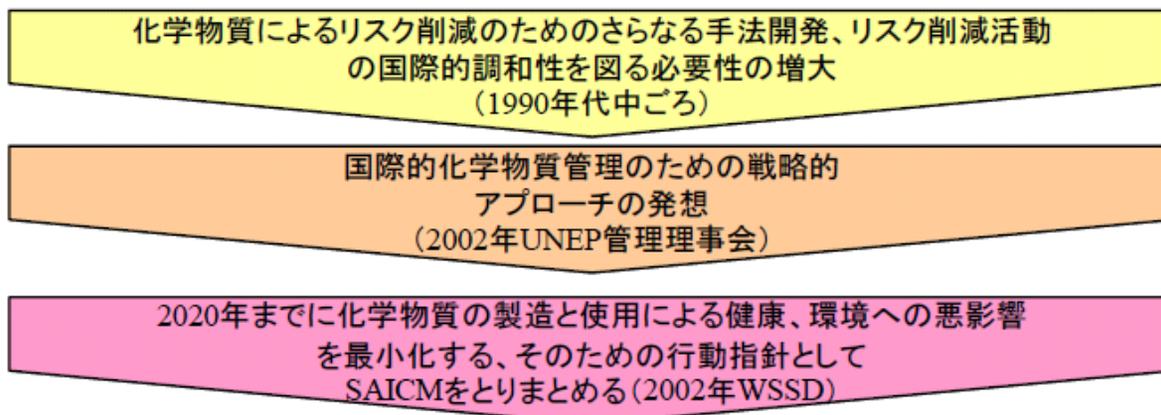
表 A. 可能な作業領域とそれぞれの関連活動

作業領域	活動
1 格差を特定し、行動に優先順位付けをするための、国家の化学物質管理の評価	1, 165, 207
2 人の健康保護	2-6
3 子供たちと化学物質安全	7-10, 150-153, 245-246
4 労働安全衛生	11-21, 138-149, 255
5 化学物質の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)の実施	22, 99-101, 168, 248-250
6 高度に有害な駆除剤 -リスク管理と削減	23-30, 114-117
7 駆除剤のプログラム	31
8 駆除剤の健康と環境へのリスクの削減	32-42
9 クリーナープロダクション(よりクリーンな製造)	43-46, 118, 238-242
10 汚染された土地の浄化	47- 48, 243
11 ガソリン中の鉛	49, 156, 244
12 適正な農業の実施	50-53, 158-160
13 残留性蓄積性毒性物質(PBT)、高残留性・高蓄積性物質(vPvB)、発がん性、変異原性の化学物質と、とりわけ生殖、内分泌、免疫、神経系に悪影響のある化学物質、残留性有機汚染物質(POPs)	54-56
14 水銀や世界的懸念のあるその他の化学物質;高生産量または高使用量の化学物質;広範に開放系使用している化学物質;その他の国レベルでの懸念のある化学物質	57-60, 157
15 リスク評価、管理とコミュニケーション	61-67, 127-137, 247
16 廃棄物管理(と最小化)	68-73, 161-162, 258-262, 272-273
17 化学物質による緊急事態における、環境と健康への影響を緩和するための防止的および対応措置の制定	74-79, 237
18 研究、モニタリングとデータ	80-87
19 有害性データの生成と入手可能性	88-97
20 産業界の参加と責務の強化	98, 189-192
21 情報管理と周知	102-113, 256
22 ライフサイクル	119-123
23 環境汚染物質排出移動登録(PRTR)-国家的、国際的登録制度の創設	124-126, 177-180
24 教育と訓練(市民の自覚)	154-155
25 関係者の参加	163-164
26 柔軟な方法による国レベルの化学物質適正管理のための統合された国家プログラムの実施	166-167
27 国際的協定	169-176
28 社会経済的考慮	181-188, 257
29 法律・政策・体制面	193-198
30 法的責任と補償	199
31 進捗状況の確認	200-201
32 保護区域	202-203, 253-254
33 有毒で危険な製品の不法な取引の防止	204, 263-271
34 貿易と環境	205, 251-252
35 市民社会と公共利益のための非政府組織(NGO)の参加	206
36 国家行動を支援する能力向上	208-236

世界行動計画



図表 2-5 : SAICM 構想の背景



出所：環境省資料より作成。

図表 2-6 : SAICM 案文ができるまでの経緯

2003年11月	第一回SAICM準備会合(バンコク) SAICMの大枠の構成と今後の作業の進め方について議論
2004年10月	第二回SAICM準備会合(ナイロビ) SAICM最終文章の構成について議論
2005年3~5月	地域会合が各地で開催
2005年9月	第三回SAICM準備会合(ウィーン) SAICM案文まとめ
2006年2月	国際化学品管理会議においてSAICMがとりまとめられる。 国連環境計画において、SAICMが承認される。
今後	SAICMフォローアップのための、国際化学品管理会議が2009年、2012年、2015年、2020年に開催予定



出所：環境省資料より作成。

SAICMの情報交換部分について

SAICMの行動計画は多岐にわたる。

既に日本としても出来ているテーマもあるが、不足部分や改定を必要とする部分もある。

日本の今後のフォロー体制は経済産業省・厚生労働省・環境省の3省の連絡会が設置された。

以下、電子・電気業界にとっての関心毎は

- ① GHSの展開
- ② サプライチェーン間の情報交換の部分
- ③ 廃棄物行政の強化

などであるが、以下、特に情報交換部分について細部について検討する。

3. SAICMの一部紹介(情報交換部分)

3-1 ハイレベル宣言

2006/10
環境委員会
REACH
修正提案に
32条(4)項
[Consumer]
表現付記され
ている。

- (20)我々は、化学物質やそれによって作り出された製品を安全に使用するために必要とされる化学物質の健康及び環境への影響などに関するデータ及び情報を、関係者に入手可能とすることについての、**産業界の責任**を強調する。
- (21)我々は、化学物質が人の健康及び環境に与えるリスクを含む、化学物質のライフサイクル全般にわたる**適切情報及び知識を、公衆が入手することを容易にする。**
- (22)我々は、新しくより安全な代替製品及びプロセスの開発の革新を推進するため、商業的な秘密の情報や知識を、国の法令に基づき、またそのような法令がない場合には国際的な規定に基づき、**保護することを確実にする。**しかしながら、**人の健康と安全及び環境に関する情報は、秘密とは見なされないことを再確認する。**

3. SAICMの一部紹介(情報交換部分)

3-2 包括的方針戦略

(15) 知識と情報

(a) 省略

(b) すべての関係者に以下のことを確実にすること

- * 適切な場合には**製品中の化学物質も含めた、化学物質のライフサイクル全体の情報が**、すべての利害関係者たちにとって入手可能で、容易に利用でき、ユーザフレンドリーであり、適正で適切であること。情報の適切なタイプとは、化学物質の人の健康と環境への影響、それらの本来的な特性、潜在的な用途、防護措置と規制を含む。
- * そのような情報が、とりわけメディア、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)のようなハザードコミュニケーションメカニズム、および国際協定の関連条項を充分に利用することによって、適切な言語で普及すること。

(C)～(j) 省略

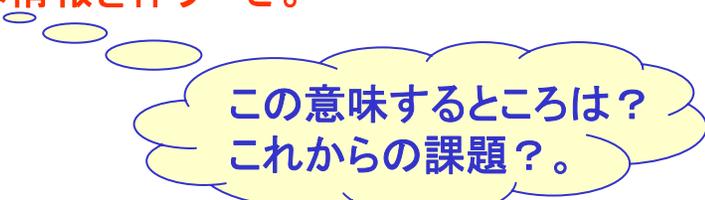
3. SAICMの一部紹介(情報交換部分)

3-3 273項ある行動計画の紹介

行動計画は36の作業領域からなり、257の行動ガイダンスからなる。この中の「情報管理と周知」の作業領域の中の行動ガイダンスを、単に見本として下記2項紹介。

- 107 市場のあらゆる有害物質について、少なくとも適切で信頼できる安全データシートを提供することを確実にする仕組みをつくること(GHSを視野に入れること)。

- 108 有害物質を含む成型品や製品は、すべて使用者、労働現場、処理場にとって適切な情報を伴うべき。



この意味するところは？
これからの課題？。

注意:非常に広範囲な行動計画が作成されている。上記は単に見本にすぎない。

4. METI(日本)での最近の動き

4-1 製品含有化学物質情報伝達に係る基本的指針(案)

製造産業局 化学課

<本指針制定の背景と趣旨>

2002年に開催されたヨハネスブルグ環境サミットでは、ヒトの健康や環境に係る問題に適切に対応する観点から、化学物質管理の重要性が言及され、アジェンダ21の「ライフサイクルを考慮に入れた化学物質管理」の考え方を再確認するとともに、「2020年までに化学物質の製造・使用がヒトの健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化すること」が合意された。

4-2 化学物質管理ガイドラインのTC111への日本提案文書2006-5

Why “Guideline on the Management of Chemical Substances Contained in Products ” is needed?

Increasing Importance of “Management of contained chemicals” :

Johannesburg summit agreement ; “ Sound management of chemicals aiming to achieve, by 2020, that chemicals are used and produced in ways that lead to the minimization of significant adverse effects on human health and the environment.”

•Many different legislation: Legislation on chemicals contained in products is being made in many countries / regions.

4. METI(日本)での動き

4-3 化学物質政策基本問題小委員会

製造産業局 化学物質管理課

* 2006-5発足

* 5つの検討すべき論点

① カバーすべき範囲

② 必要となる安全性情報

③ リスク評価体制整備

④ 情報伝達の仕組み構築

⑤ 自主的取り組みと規制的対応のバランス

* 情報伝達の仕組み

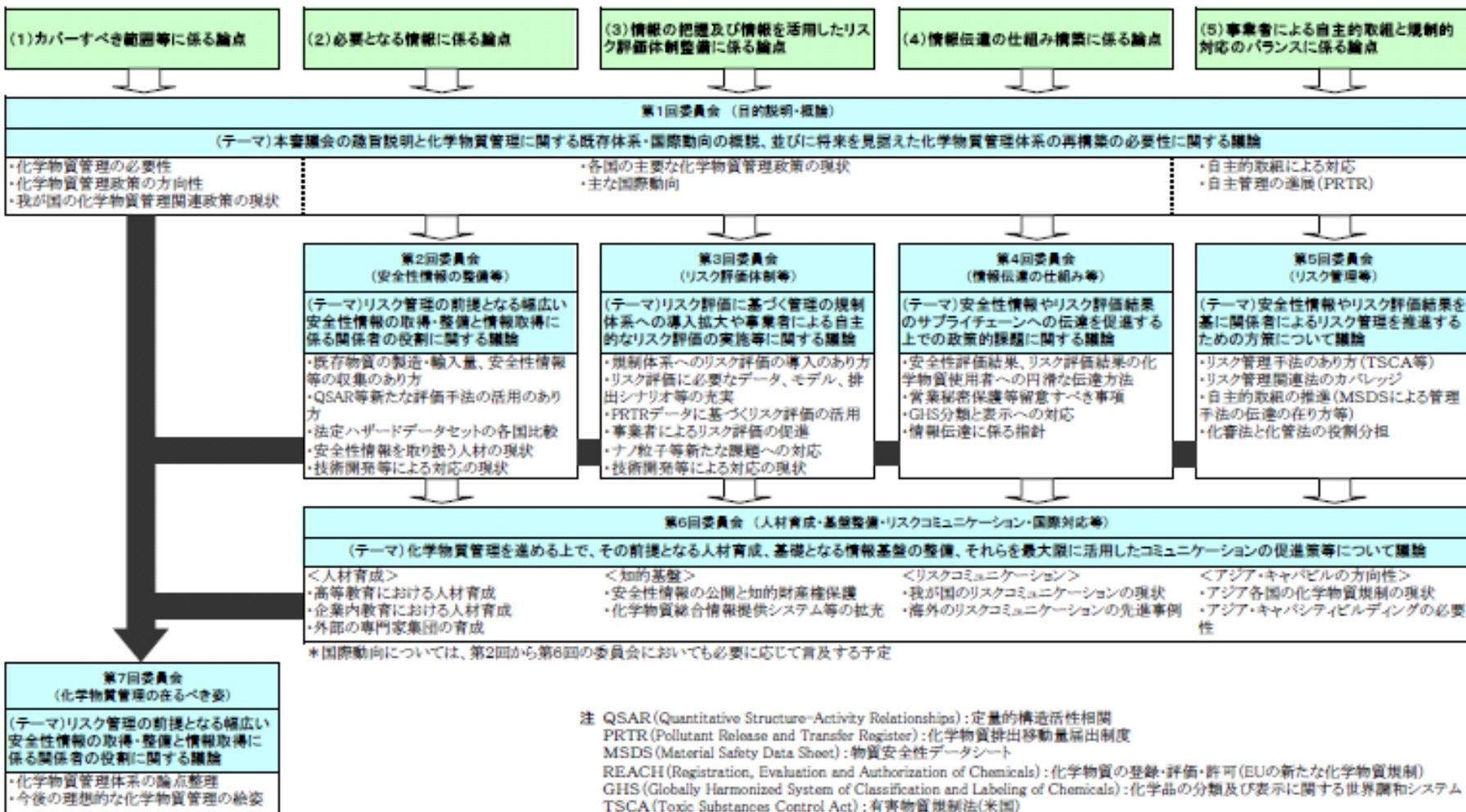
<テーマ>

安全性情報やリスク評価結果のサプライチェーンへの伝達を促進する上での政策的課題について議論する。

- ・安全性評価結果、リスク評価結果の化学物質使用者への円滑な伝達方法
- ・営業秘密保護等留意すべき事項
- ・GHS分類と表示への対応
- ・情報伝達にかかわる指針

今後の検討事項・議論の進め方について(案)

資料4



注 QSAR(Quantitative Structure-Activity Relationships): 定量的構造活性相関
 PRTR(Pollutant Release and Transfer Register): 化学物質排出移動量届出制度
 MSDS(Material Safety Data Sheet): 物質安全性データシート
 REACH(Registration, Evaluation and Authorization of Chemicals): 化学物質の登録・評価・許可(EUの新たな化学物質規制)
 GHS(Globally Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicals): 化学品の分類及び表示に関する世界調和システム
 TSCA(Toxic Substances Control Act): 有害物質規制法(米国)

審議スケジュール及び検討テーマ(案)

第1回:5月25日(目的説明・概論)

第2回:6月26日(安全性情報の整備等)

第3回:7月27日(リスク評価体制等)

第4回:8月28日(情報伝達の仕組み等)

第5回:9月27日(リスク管理等)

第6回:10月16日(人材育成・基盤整備・リスクコミュニケーション・国際対応等)

第7回:11月22日 予定(化学物質管理の在るべき姿の整理)

第8回:12月11日 予定

第9回:12月22日 予定

パブリックコメント手続き(予定)

その後、必要に応じ、本委員会を開催

5. REACHにおけるSAICMの取り上げ方

REACHはSAICMを実施する場合の社会基盤となる規制。序文に明記

REACH序文(4)項: Pursuant to the implementation plan adopted on 4 September 2002 at the Johannesburg World Summit on development, the European Union is aiming to achieve that, by 2020, chemicals are used and produced in ways that lead to the minimisation of significant adverse effects on human health and the environment.

(6)項: This Regulation should contribute to fulfilment of the Strategic Approach Chemical Management (SAICM) adopted on 6 February 2006 in Dubai

「情報交換の部分」の考え方は今後の日本社会でも非常に参考となる。

参考: REACHの項とSAICM 行動計画(情報交換部分)

- 107 市場のあらゆる有害物質について、少なくとも適切で信頼できる安全データシートを提供することを確実にする仕組みをつくること (GHSを視野に入れること)。.....REACH31条に関係**
- 108 有害物質を含む成型品や製品は、すべて使用者、労働現場、処理場にとって適切な情報を伴うべき。.....REACH32条4項に関係**

REACHとArticleに含有される物質の情報交換

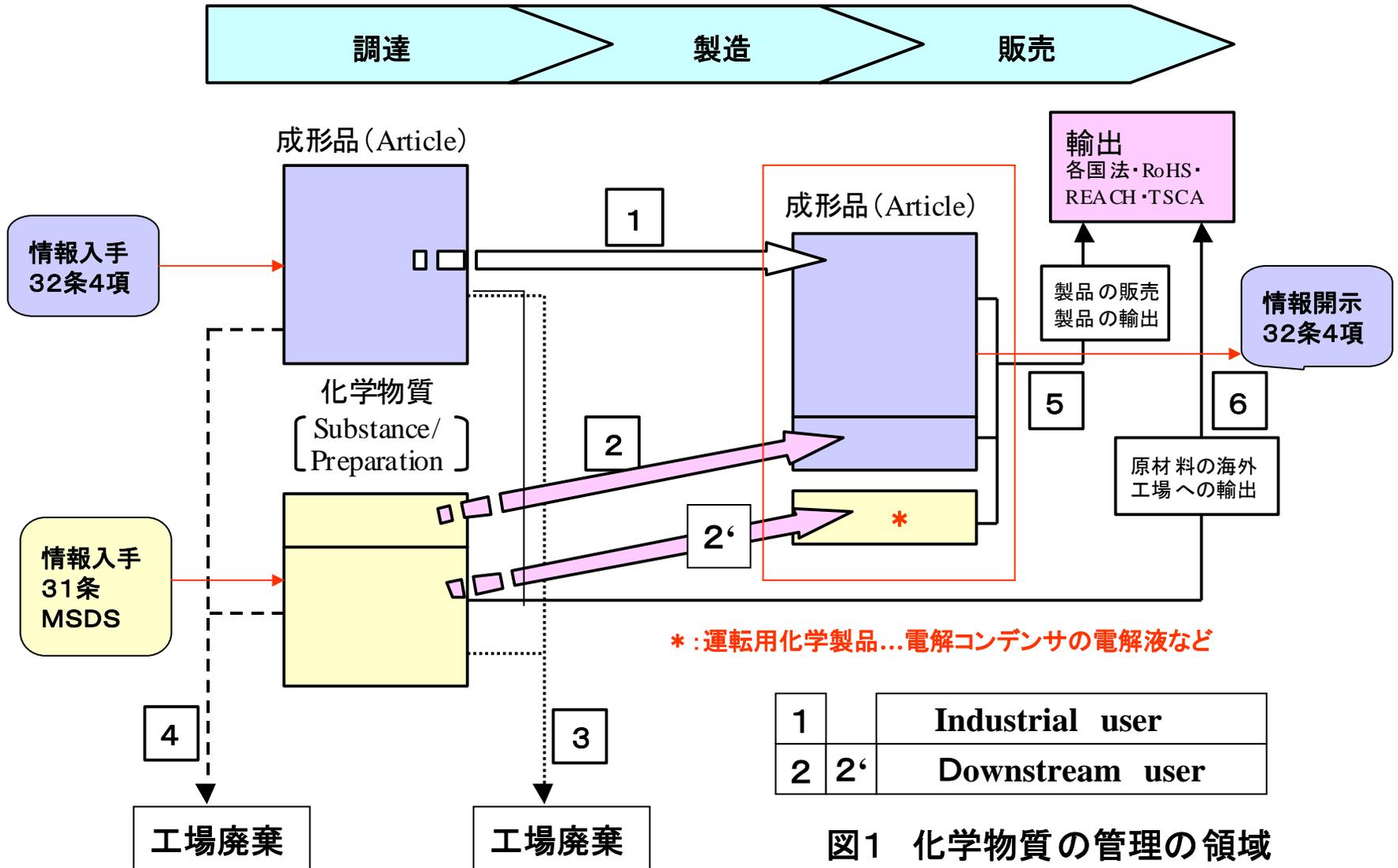


図1 化学物質の管理の領域

REACHとArticleに含有される物質の情報交換

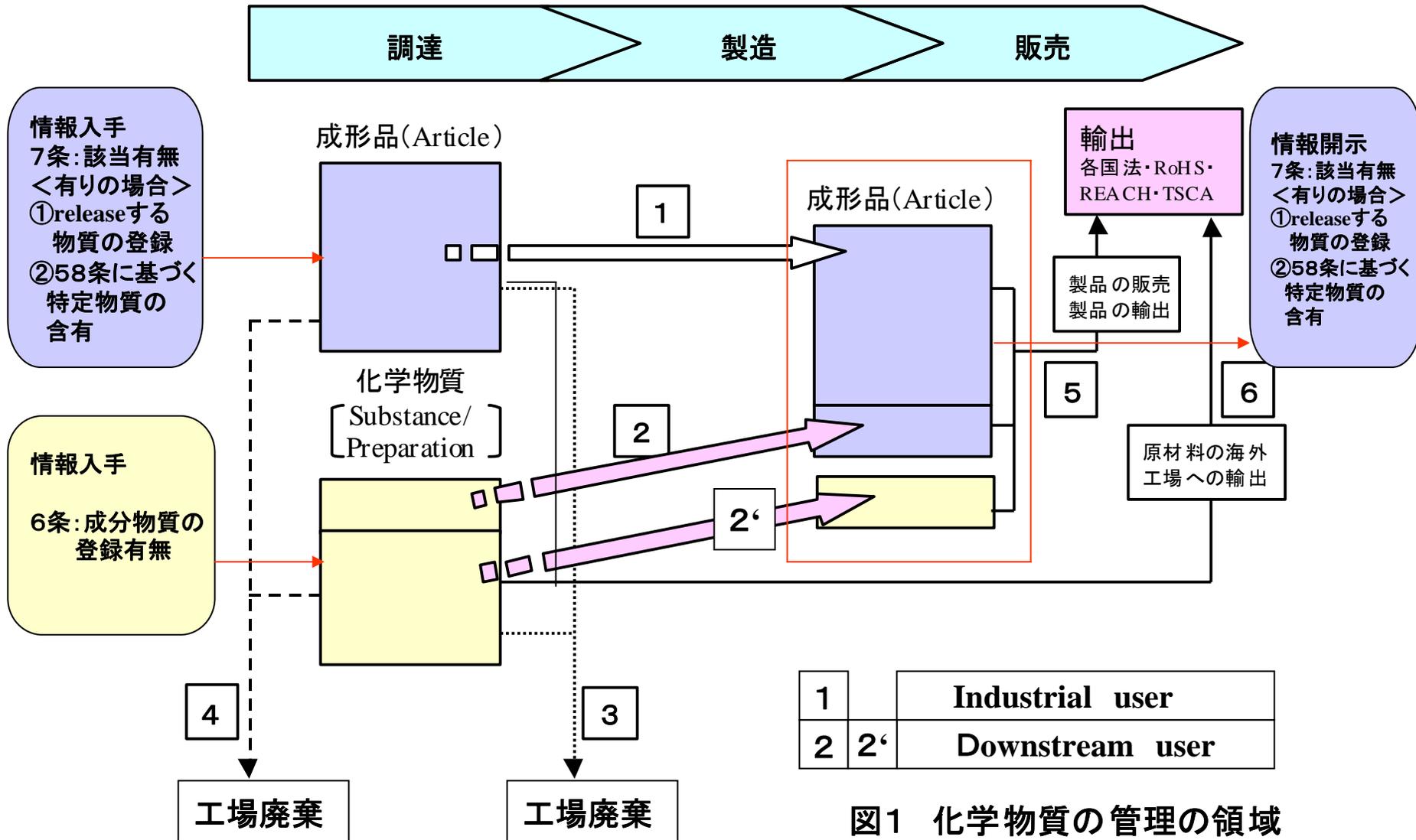


図1 化学物質の管理の領域

32条4項の情報とは？

REACHは検討中で、未採択の規則案のため、以下はご参考：

第32条4項：

56条・58条に基づき、0.1wt%を超える濃度で識別される物質を含有する成型品の生産者および輸入者は、最低該当物質名を含む、当該成型品を安全に使用できるのに十分な情報を受給者に提供するものとする。

規則案として、決定された内容ではない。
将来の課題となる案件である。

第7条および第32条4項情報：

<RIP3.8成型品要求事項適合に関する技術ガイダンス：2006-3-28より引用>

必要とする情報(抜粋)

- * 物質の登録番号：物質の識別情報：物質のトン範囲：当局から提供される物質分類：物質の用途記述
- * 応急処置：消化方法：取り扱い：保管：輸送：廃棄：身体保護に関する取り扱い情報

Substance/Preparationの

組成開示情報および有害情報の開示制度：

欧州では「SDS」が存在。日本ではMSDS. GHSで整合化？

Articleの

含有成分情報および有害情報の開示制度：

欧州では 制度が存在しない。

REACH序文(57)： Communication up and down the supply chain should be facilitated. The Commission should develop a system categorising brief general descriptions of uses taking into account the outcomes of the RIPs.

供給チェーンの川上と川下への伝達を促進すること。REACH実施プロジェクトの成果を入れて簡単な一般的記述を区分するシステムを開発すること。

世の中、いろいろ
変わっていく予感。

[欧州委員会]

European Chemicals Bureau Mr. Frans Moeller Christensen

駐日欧州委員会代表部通商部 パオロ・カリディー等書記官

同上 金澤睦 調査役

[経済産業省] 製造産業局化学課 龍澤課長補佐、釜瀬係長、鈴木係長
製造産業局化学物質管理課 吉田課長補佐、福島課長補佐

[日化協] 化学品管理部 庄野部長、佐藤課長

[電機電子4団体]

2006/10/ECBとの意見交換会より

質問：

32条4項で成型品に関する情報が検討されているが、欧州域外での情報格差の回避という観点から成型品に関する情報提供の共通のデータフォーマットが必要になるのではないか。RIPのプロジェクトのどれかで検討がされているのか、また、将来的に検討される見通しなのか、検討の手続を含めた実務面での対応について現時点での考えを伺いたい。

ECB回答：

RIP3.8で少し (a little bit) 検討しているが、さほど詳細なものではない。物質の名称だけでなく用途等の情報もあり、アーティクルのタイプ毎に非常に差異がある。General guidanceを作ることは困難だ。各業界でシステム開発などを進めることを委員会としてはお勧めしたい。

当方問：

それは正式なコメントとしてどこかに記載されているか？

ECB回答： 今年3月の会議資料に書いてあるので、おって経産省宛に送付する。

民間主導型を
お考え？

6. アーティクルマネジメント推進協議会

アーティクルマネジメント推進協議会 設立趣意書 (案) Japan Article Management Promotion consortium - JAMP -

1. 背景等

- ⑩ ➤ 1992年に開催された国連環境会議では、世界の環境対応政策ともいえるアジェンダ21が採択され、「世界各国における化学物質の有害性やリスク関連情報の提供および化学物質管理への取組の強化」が要請されました。

その10年後の2002年に開催されたヨハネスブルグ環境サミットでも、アジェンダ21の考え方が再確認されています。これらを背景に欧州では、IPP(製品管理政策)等の基本的方向を取りまとめ、政策と規制ツールを活用した新たな化学物質管理の方向を具体化しているのが現状です。

近年では、電気・電子製品に含まれる有害化学物質の使用を厳しく制する指令 (RoHS指令) の施行が本年7月から、また、来年以降はエネルギー使用製品のエコデザイン要求に関する指令 (EuP指令) や年間1t以上の化学物質を製造および又は輸入する業者に対して、登録および必要に応じて化学物質の使用用途ごとにリスク評価を義務付ける規則 (REACH規則) の施行といったサプライチェーン全体のマネジメントや情報公開を求める動きが顕著になっています。

同様にこのような規制の動きはEUに留まらず米国や中国等でも、製品含有化学物質等の法令整備が進められています。

このような国際的な潮流への対応については、我が国産業界としても的確かつ迅速な対応を講ずることにより、従前にも増して国際的な競争力確保が不可欠となっています。既に、エレクトロニクスおよび自動車等の組立型製品に係わる国内の産業界では、特に産業連鎖の川下に属する企業のイニシアティブで、調達資材が含有する化学物質情報を調査および伝達する仕組みを構築する動きが活発化しています。他方で、我が国の産業構造から見れば原材料の製造から完成製品の最終組立に至る長く多岐に亘るサプライチェーンを構成しているため、これらの化学物質情報の収集や伝達が適切に行えていない状況が危惧されるところとなっています。

現在、川上の企業が製造・販売するサブスタンス(化学物質)情報の管理・伝達には、MSDSやMSDSplusが利用されています。一方で、サブスタンスを利用して川中の企業が製造する部材や部品などのアーティクル(成形品)含有化学物質情報は、川下のユーザから要請された情報書式に応える形で、調査し情報提供しているのが現状です。アーティクルの製造企業は、化学反応、組成調整等のプロセスや化学物質の種および濃度を把握し、購入するサブスタンス情報の管理のみならず、自らの製造プロセスにおける化学物質の管理手順等を開示するための書式の統一を図ることがこの問題を解決するために最重要です。

なお、経済産業省産業構造審議会化学・バイオ部会リスク管理小委員会製品含有化学物質情報伝達ワーキンググループにおいても本年4月に、化学物質情報を管理・推進するための情報伝達フォーマットの統一化促進や中立的な立場での仕組み等の運用、並びに普及のための国際標準化の必要性など「製品含有化学物質情報伝達に係る基本的指針案」をとりまとめ公表される等、JAMPの活動の必要性を一層示唆するものとなっています。

2. 設立の目的

- ⑩ ➤ アーティクルマネジメント推進協議会 (Japan Article Management Promotion consortium,通称:JAMP)は、上述における国際的な潮流やサプライチェーンにおける情報の円滑な開示を促進し、もって我が国の産業の国際的な競争力確保とアジア諸国を含めた製品含有化学物質の適切な管理の実現に寄与することを目的として設立するものであります。このため、私たちは、アーティクル含有化学物質情報の管理・伝達に係わる仕組の具体化検討、並びに、アーティクルを製造・販売する企業、およびアーティクルを購入する企業等への普及活動を、サブスタンス情報を提供する川上産業、およびアーティクル含有化学物質情報を受け取る川下産業に属する企業や団体等との相互連携・協力を図りつつ積極的な活動を展開し、真に有益な化学物質が環境や人健康への配慮を十分行いつつ、人類の生活と質を豊かにするために使い続けられる社会の実現に貢献することを最終的な目的と目標にしています。

3. 具体的な活動

⑩ ➤ 現在検討している活動内容については、以下のとおりであります。状況の変化等を踏まえつつ適宜・適切に対応することとしています。

1) アーティクル含有化学物質情報管理ガイドラインの作成・検証・普及

2) 情報記述フォーマット(AIS/AISplus)の作成・検証・普及

3) 自己宣言に基づくアーティクル含有化学物質情報の基盤整備検討

4) アーティクル含有化学物質情報管理の標準化検討

5) その他上記の普及に向けた広報、中小企業支援等

AISとは？...注意:単に見本につき検討後、変更されます。イメージに過ぎません。

成形品安全情報伝達シート(Article Information Sheet)

作成日 20××年○月△△日

改訂日 年 月 日

1. 成形品名及び会社情報

成形品名(商品名) : CSTLF*****

会社名 : 株式会社 村田製作所

住 所 : 京都府長岡京市東神足1丁目10番1号

担当部門 : デバイス事業本部 圧電事業部 第一圧電商品部

担当者(作成者) : ○○ ○○

電話番号 : ▲▲▲-●●●-■ ■ ■ ■ ■

FAX番号 : ▲▲▲-●●●-■ ■ ■ ■ ■

シート整理番号 : AISJ-1234

2. 組成、成分情報

成形品構造の区別 :

一般名称 : 電気部品(発振子)

成形品の質量 : 0.3g

構成部位及び構成物質 : 下表を参照のこと

材料の領域

物質の領域

使用後材料	使用後材料の 質量比(wt%)	構成成分	構成成分の 材料中の 比率(wt%)	報告物質識別No.	注記
セラミックス成型体	14	鉛化合物	100	Pb-RE-2	ROHS除外項目
電極膜	0.1	銀	50	Ni-J-0	
		ニッケル	35		
		銅	10		
		クロム	5		
保護樹脂	57	エポキシ樹脂	100		

以下省略

4. 適用法令

資源有効利用促進法 : 該当しない

注意 : 当成形品を使用又は輸出する地域又は国の法規制に注意すること

米国: プロポジション65に該当しない

欧州: 2002/95/EC、2002/96/EC、2000/53/EC、2003/11/ECに該当しない。(除外項目に該当…セラミックの鉛)

REACH 7条(1)、(2)に該当しない。

中国: 電子情報製品汚染管理方法で規制される対象に該当しない

5. 成型品固有情報

5-1 製品の用途確認情報

■設計機能:

人に長時間触れると想定した設計

人に長時間触れないと想定した設計

化学物質が放出される設計機能を持つ (ボールペンのインクなど)

化学物質が放出される設計機能を持たない

■最終使用機器:

any use

電子・電気機器

自動車

おもちゃ

食料品

建材

包装材料

装飾具

その他 ()

■使用中の暴露・放出: 仕様書における使用であれば、放出される物質について懸念情報は持たない

懸念情報は持たない

他の用途で懸念情報がある。

(特に知見なし)

具体的な
記載方法の検討

特定の化学物質含有情報シート(AIS Plus)

作成日 20××年○月△△日

改訂日 年 月 日

1. 成形品名及び会社情報

成形品名(商品名) : CSTLF*****

省略

2. 製品中の特定の化学物質含有調査

物質群名	含有	有	無	含有濃度	備考
カドミウム及びその化合物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
6価クロム化合物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
鉛及びその化合物	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	0.3×0.14×0.6=25mg	セラミックスの中の鉛
水銀及びその化合物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
TBT類、TPT類	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
TBTO	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
塩化パラフィン(短鎖)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
PBB類	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
PBDE類	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
PCB類	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
ポリ塩化ナフタレン(塩素数=3以上)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
アスベスト類	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
特定アゾ染料	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
オゾン層破壊物質	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
放射性物質	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
REACH 7条(1)項物質	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
7条(2)項物質	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

* 注意: 該当する場合...物質名・登録No・使用量など AIS内に記載

3. その他

国内法等の該当情報及びその他の含有物質/含有量についてはAISをご確認ください。



4. 設立発起人企業(順不同)

⑩ ➤ 私たちは、上記趣旨に賛同し積極的に推進します。

旭日化成株式会社

花王株式会社

住友化学株式会社

セイコーエプソン株式会社

大日本インキ化学工業株式会社

TDK株式会社

株式会社東芝

株式会社日立製作所

富士写真フイルム株式会社

富士通株式会社

松下電器産業株式会社

みずほ情報総研株式会社

三菱化学株式会社

三菱電機株式会社

株式会社村田製作所

ライオン株式会社

株式会社リコー

2006年8月現在

発起人企業17社

入会企業30社

7. おわりに

サプライチェーンの構造と、AISおよびTC111MDの議論の関係

サプライチェーンでの情報交換をスムーズにおこなうため、配慮すべき要素について確認する。

1. 受領側データ(IN)と開示側データ(OUT)を混線しない。(次ページ)
2. Substance/PreparationとArticleの管理を混線しない。

- ① 企業A,B 購入する「モノ」と販売する「モノ」で、モノに含まれる化学物質は異なる。MSDSで開示
- ② 企業C 購入する「モノ」はSubstance/Preparationであって、販売する「モノ」はArticleに変換される。このArticleに変換された場合、モノに含まれる化学物質は異なるにもかかわらず開示制度がない。
- ③ 企業D Articleであり、含有物質は変わらない。共通化された情報伝達のためのツールが必要。

対策②
AISの検討

対策③
データの変換ルール

サプライチェーンでは、以上の 3 つの 管理のフレームが存在する。

対策①
管理ガイドライン
の採用

ここでいう企業とは
製造業態の異なる
ことを表現している

	入手情報	購入するモノ	販売するモノ	提供情報
企業 A	MSDS	石油 S1	ポリマー S 2	MSDS
企業 B	MSDS	ポリマー S 2	樹脂材料 S 3	MSDS
企業 C	MSDS	樹脂材料 S 3	樹脂成型品 電子部品 S 00	なし(ツール)
企業 D	なし(ツール)	樹脂成型品 電子部品 S 00	Sub Assy品 N 00	なし(ツール)
企業 E	なし(ツール)	Sub Assy品 N 00	パソコン P 00	

化学物質を製造する企業だけでなく、化学物質を使用する企業は、従来、労働安全衛生など、取り扱いに着目した管理が主流であった。

しかしながら、SAICM/REACHの時代は、化学物質を使用する企業はダウンストリーム ユーザとして、一定の義務を果たす時代の入り口にあります。

電子部品企業は、まさに、ダウンストリームユーザの一員であり、企業内における「化学物質の適正管理」が求められてくることになります。

RoHSの管理は適正管理(届け出・登録・評価・認可・規制)の領域の一部分の管理でしかありません。

注意: ここでいう「化学物質」は法律で定義される「化学物質」である。その他として一般でイメージされる「化学物質」・科学的な観点から定義される「化学物質」がある。誤解して認識すると誤ったマネジメントにつながるので化学物質適正管理にかかわる、企業内教育は非常に重要な要素の1つである。